

宮古市在宅ねたきり老人等介護用品給付事業

給付額

要介護3の方を介護している場合 月額 4,000円

要介護4又は5の方を介護している場合 月額 8,000円

☞申請した翌月から給付を開始し、給付券を交付します。

○ 目的

要介護3以上の要介護者を在宅で介護している方に、紙おむつ等の介護用品を給付して経済的負担の軽減を図り、在宅生活の維持・向上の支援を行うことを目的とします。

○ 対象者

介護保険による要介護認定で「要介護3」「要介護4」「要介護5」と認定された「在宅」の要介護者を介護している方

○ 介護用品の種類

紙おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤・ドライシャンプー・防水シート
おむつカバー・介護用パジャマ・介護用肌着・ポータブルトイレ用消臭剤
介護用口腔ケア用品

○ 使用方法

該当する方には、給付券（1枚 1,000円）をそれぞれの給付額に応じて交付しますので、市に登録した販売業者で希望の介護用品と引き換えてください。

給付券の有効期間は1ヶ月ですので、その期間内に使用してください。

また、購入金額が、給付券の額を超えたときは自己負担となり、給付券の額未満での使用はできません。（つり銭は支払われません。差額分については、現金でお支払ください。）

○ 手続き

市役所介護保険課と各総合事務所に、給付申請書・生活状況変更届・資格喪失届を用意しています。該当する方は、印鑑と介護保険証をご持参のうえ手続きしてください。

なお、申請した翌月から給付を開始し、給付券を交付します。

○ 注意

- ・要介護者が次の状態のときは給付券の使用はできません。
 - ①医療機関へ入院しているとき ②介護保険施設へ入所しているとき
 - ③要介護3, 4, 5に該当しなくなったとき ④宮古市外へ転出したとき ⑤死亡したとき
- ・給付券は、その目的に反した使用、譲渡、交換、転売、貸付をすることはできません。
- ・給付券の盗難、紛失、き損に対する再発行はしません。
- ・給付券を悪用した場合は、給付した費用の全部又は一部を返還させることがあります。

－ 問い合わせ先 －

宮古市保健福祉部 介護保険課 いきいきライフ推進係

電話0193-68-9126(直通)